

こ支家第 1 8 7 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長

「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」について

今般、児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、家庭生活に支障が生じている特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。）と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等について、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行う妊産婦等生活援助事業を創設し、その内容については、「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこ支家第 184 号こども家庭庁支援局長通知）により通知したところである。

このため、「改正児童福祉法施行に向けた妊産婦等支援の実態把握等に関する調査研究」において作成した「妊産婦等生活援助事業ガイドライン（案）」を踏まえ、妊産婦等生活援助事業を行う際の手引き及び参考として使用されることを目的として、妊産婦等生活援助事業の業務内容や実施体制等について具体的に示した「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」を別添のとおり策定したので、通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市の長（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別添)

## 妊産婦等生活援助事業ガイドライン

令和6年3月

## 目次

はじめに .....	2
1. 「妊産婦等生活援助事業」の創設の背景・目的.....	2
2. 本ガイドラインの位置づけ .....	3
第1章 事業概要 .....	4
1. 事業の目的 .....	4
2. 対象者 .....	4
3. 支援の内容 .....	5
第2章 実施体制等 .....	12
1. 実施体制 .....	12
2. 職員配置 .....	12
3. 連携支援 .....	14
(i) 関係機関と連携した体制構築 .....	14
(ii) 連携の留意点 .....	15
第3章 妊産婦等生活援助事業の流れ .....	16
1. 支援の流れ .....	16
2. 対象者とのコンタクト .....	17
(i) 対象の把握方法 .....	17
(ii) 留意事項 .....	18
3. アセスメント .....	19
(i) 対象者把握時 .....	19
(ii) 支援計画策定時 .....	19
4. 支援計画の策定 .....	20
5. 支援実施 .....	21
6. 支援終了判断及びアフターケア等 .....	21
第4章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策 .....	23
1. 施設及び設備 .....	23
2. 衛生管理及び安全対策 .....	24
第5章 職場倫理及び事業内容の向上 .....	26
1. 職場倫理と法令遵守 .....	26
2. 要望及び苦情への対応 .....	26
3. 事業内容向上への取り組み .....	26
第6章 届出等 .....	30

## はじめに

### 1. 「妊産婦等生活援助事業」の創設の背景・目的

予期せぬ妊娠をはじめとする、支援の必要性の高い妊産婦等に対する支援として、「産前・産後母子支援事業」を平成29年度よりモデル的に実施し、令和元年度に全国展開を図るとともに、「特定妊婦等支援臨時特例事業」を令和3年度より実施してきたところであり、それぞれの事業内容は以下の通りである。

#### 【産前・産後母子支援事業】

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要と認められる妊産婦等への支援体制を強化するため、母子生活支援施設や婦人保護施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

#### 【特定妊婦等支援臨時特例事業】

支援の必要性の高い妊産婦等を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦等を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

これら2事業については、制度上に位置付けがない予算事業等での実施がなされていたところである。これについて、令和4年の改正児童福祉法（以下、「改正法」という。）において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的として、令和4年の改正児童福祉法（以下「改正法」という。）において、「妊産婦等生活援助事業」（図表1参照）を都道府県等の事業として位置づけ、令和6年度より施行することとした。

図表 1 妊産婦等生活援助事業

新規 妊産婦等生活援助事業		支援局 家庭福祉課
＜安心こども基金を活用して実施＞		
<b>1 事業の目的</b>		
家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。		
<b>2 事業の概要</b>		
<p>家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、下記の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の状態に応じた支援計画の策定</li> <li>○ 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援</li> <li>○ 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援</li> <li>○ 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携</li> <li>○ 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援</li> </ul> <p>⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。</p>		
<b>3 実施主体等</b>		
【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村		
【補助基準額】		
ア 基本分	1 か所当たり 30,250千円	イ 入居機能加算
・ 支援コーディネーター 1人		・ 宿直手当加算 1 か所当たり 1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師 1人		・ 居室稼働加算
・ 母子支援員 1人		居室稼働450人日～900人日の場合 1 か所当たり 6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費		居室稼働901人日以上の場合 1 か所当たり 12,278千円
・ 医療機関連携費用		・ 居室確保加算 1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費		ウ 休日相談対応体制加算 1 か所当たり 1,300千円
・ テイクケア対応費		エ 心理療法連携支援加算 1 か所当たり 887千円
		オ 法律相談連携支援加算 1 か所当たり 887千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2		
国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4		

## 2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、妊産婦等生活援助事業について、事業実施主体が事業を行う際の手引き及び参考として使用されることを目的として、その詳細（対象者、事業内容、設備等）について「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「妊産婦等生活援助事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）等を踏まえて示しているものである。このため、事業実施主体となる都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）においては、本ガイドラインを参考に、改正法が施行される令和6年4月以降、体制を整備し運用を進めていただきたい。

なお、以降のページにおいて四角囲みとしているものは、実施要綱の抜粋である。

## 第1章 事業概要

### 1. 事業の目的

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

### 2. 対象者

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者及びその者の監護すべき児童とする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項に規定する特定妊婦
- ② 特定妊婦が出産した場合など、出産後においても引き続き支援を行うことが特に必要と認められる産婦
- ③ その他、都道府県等が必要と認めた者

本事業の対象者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第18項において、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童と規定されている。運用においては、頼るべき親族や居宅等は存在するものの、貧困や、自身及び家族・子の疾患等により産前・産後の生活環境に課題があり、安心して安全かつ健全な生活を営むことが困難な者についても広く対象とする。また、頼ることができないものの親族が存在している場合や、居宅はあるがパートナーとの関係性から安全な生活を送ることが難しい場合、養子縁組によって母子分離した場合などの背景を有する者について支援の対象から除外されて不利益を被ったり、行政や支援機関等との接点を失うことがないよう配慮する必要がある。

また、本事業の対象者の範囲については、対象者の個々の状況に応じて支援の必要性等も変わり得るものであり、地域資源の状況等も踏まえて検討すべきものである。事業実施主体である都道府県等は、産前・産後の状況や、出産するか否かにかかわらず広く対象に含めた上で適切に判断すること。

なお、妊産婦等生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、緊急時等もスムーズに支援を提供できるよう、都道府県等と協議の上、対象者に係る条件等を設定し、あらかじめ事業者が判断できるようにしておくことが望ましい。

### 3. 支援の内容

本事業で実施する支援の内容は、①利用者の状態に応じた支援計画の策定、②妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援、③入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援、④児童相談所や市町村（こども家庭センター含む。）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携、⑤医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続等の同行支援等、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を支援するものである。

#### (1) 支援計画の策定

ア 対象者に対し、(3)の生活支援を実施する場合には、支援コーディネーター（管理者）は、支援計画を策定するとともに、(2)の相談支援を実施する場合においても、必要があると判断する場合には、支援計画を策定すること。

イ 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。その際、対象者の現在の生活状況等を踏まえ、将来の生活設計等を考慮した支援計画とすること。

また、必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）や児童相談所、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえること。

ウ こども家庭センターにおいて、サポートプランが作成されている場合には、その内容を踏まえ、支援計画を策定すること。

エ 対象者が出産後のこどもについて特別養子縁組を希望する場合には、特別養子縁組に向けた取組について支援計画に盛り込み、児童相談所又は養子縁組あっせん機関と連携の上、必要な支援を行うこと。

オ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。

カ 支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

#### (2) 相談支援

ア 相談支援を実施する際は、妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等に対応するための体制を整備すること。

また、電話やメール、SNS等による相談や、匿名による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。

なお、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。

イ 相談支援に当たっては、職員の専門性を活かした助言等を行うこと。

また、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続等への同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。

ウ 対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

### (3) 生活支援

ア 入居又は通いにより、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事を提供とともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うこと。

イ 居場所の提供に当たっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

ウ 事業所内において、入居により生活する場を提供することが困難である場合には、民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により提供することも可能とする。

なお、生活する場を提供する場合には、夜間も支援に応じることができるよう、支援体制について十分に配慮すること。

エ 上記に加え、対象者が自立した生活を営むことができるよう、対象者の身体及び精神の状況並びにその他置かれている環境等に応じて適切な支援及び生活指導等を行うこと。

具体的には、次に掲げるものとする。

- ① 健康管理、金銭管理、食事、余暇活用、対人関係その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・支援等
- ② 対象者の状況に応じた家庭環境の調整
- ③ 就業への取組姿勢及び職場の対人関係についての相談・支援等
- ④ 対象者の職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための相談・支援等及び就業先との調整
- ⑤ 支援を終了した者に対する生活相談その他の援助
- ⑥ 関係機関との連携

### (4) 休日・夜間相談対応

ア 事業所の開所日又は開所時間に相談することが困難な対象者に対して、適切に相談支援を行うための体制を整備すること。

イ アについては、外部委託により相談を受けることも可能とし、その際、必要に応じて適切な相談・支援等を行える支援コーディネーター（管理者）等に繋ぐこと。

### (5) 心理療法連携支援

対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、公認心理師等を嘱託契約等により配置すること。

#### (6) 法律相談連携支援

対象者が配偶者からの暴力を訴えている場合や、養育費に関する相談、金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

事業の実施に当たっては、以下の内容を踏まえ、支援内容の求められる背景等や、具体的な実施事例を参考に、対象者の状況に応じた具体的な実施内容を都道府県等や事業所において設定すること。

### 事業全体を通じた支援内容

相談支援においては、対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録することとしているが、相談支援の際に確認する基礎的事項の例は以下の通りである。また、これらの相談支援に関する記録は、支援の継続性や他機関との連携支援の観点から、一定期間、適切に管理・保管すること。

#### (参考) 相談支援の際に確認する基礎的事項の例

- 対象者とこどもの氏名、生年月日、住所
- 既往歴、受診先、診断名、通院有無、服薬有無
- 障害者手帳の有無、種類、診断名
- 対象者の収入状況（収入、所持金）
- 入所理由
- 対象者の意向
- 心理所見等も含めた総合アセスメント

生活支援においては、入居又は通いにより、対象者が安心して生活を行うことのできる居場所や食事を提供し、日常生活上の支援を行うこととしている。特に、居住に課題を抱える妊産婦等に、一時的な住まいや食事を提供し、家事等の日常生活上の支援や住まいの確保、就労支援機関の利用など、自立に向けた支援等を行うこと。また、妊婦が既に子どもを持つ母親である場合には、子どもにも配慮すること。

なお、入居による生活の場を提供するに当たっては、妊産婦等生活援助事業所（以下「事業所」という。）のほか、乳児院や母子生活支援施設等の入所施設、民間賃貸住宅等（アパート、マンション等）を活用することが可能であるが、いずれの場合においても、

休日・夜間に対象者からの相談や突発的な事案が起きた際にも対応できる支援体制の確保や、連携が必要な関係機関への報告・連絡・対応の体制を確保できる環境を整えること。

養育に関する相談・助言を行うに当たっては、家庭支援事業など親子分離を予防するために必要な在宅支援サービスの情報提供等を行うことや、代替養育が必要となる際には、対象者の状況や意向に応じて、里親制度や特別養子縁組制度等に関する情報提供等を行うこと。

なお、都道府県等ごとに支援体制や支援内容が異なるため、対象者が必ずしも事業所が所在している都道府県等の管内の居住者ではないケースも発生しうる。対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、出産が迫っている場合や、宿泊場所がないなどの場合で、夜間や休日での他の関係機関の判断を仰いだり、他の支援に迅速につなぐことが難しいなど緊急を要する場合には支援を行うこと。

対象者の居住地以外の都道府県等が一時窓口となった場合でも、居住する自治体への情報提供と支援のつなぎを行うことが対象者の最善の利益と考えられる場合には、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で居住する自治体と情報共有を行うこと。

また、他の自治体を含む関係機関の間で情報共有を行うことについては、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、特定妊婦や支援の緊急性の高い場合など、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）や要保護児童対策地域協議会などの関係機関の間で連携し、情報共有を行うこと。

## 段階別の支援内容

妊娠から出産後までの、段階別の支援内容は以下の通り。

### ① 産前

予期せぬ妊娠など、妊娠・出産について悩む妊婦のための相談窓口（以下「妊娠 SOS」という。）を開設し、妊娠葛藤相談を実施する。相談等を通じて支援が必要な妊婦を把握した時は、妊婦の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を策定すること。

なお、産前・産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、居住支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供すること。

### ア 相談対応

妊娠葛藤相談とは、産む・産まない、育てる・育てないにかかわらず、相談者の不安や悩み等話を聞き、本人の意向を踏まえつつ、相談者が主体的に選択できるよう、相談者に寄り添いながら相談を実施すること。

この際、困難な状況にある相談者の行動特性等も意識し、電話や SNS・web サイト

等を活用した相談しやすい環境を確保した上で、緊急避妊薬等の情報提供や、多様な選択肢についても情報提供を行うとともに、通所のほか、家庭訪問等による相談支援を行うこと。

また、相談者が相談しやすい環境を整備するためには、本事業について広く周知することが求められるが、当該支援を受けることへの負の感情や拒否感、支援者・周囲からの差別・偏見が生じないように配慮すること。

なお、妊娠葛藤相談においては、相談対応・返答の仕方によっては相談者とのつながりが切れてしまう可能性があるため、葛藤を抱える相談者の心情に寄り添い、支援者から意見を押し付けることや相談者を突き放すことのないよう努めるとともに、支援者は、電話相談と、気軽に24時間相談できるといったSNS相談の特徴の違いも理解の上で、適切な相談支援を行うこと。

#### イ 関係機関と連携した支援

妊婦がより良い生活が送れるよう支援することを念頭に、当該妊婦等の意向を十分に踏まえた上で、具体的な支援計画を策定し、産前・産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、居住支援について、既存資源の活用も含めて関係機関と連携して調整し、支援を提供すること。

その際、当該妊婦等の同意を得て、市区町村（こども家庭センターを含む。）の保健師や児童福祉担当（こども家庭支援員等）と情報共有を行うこと。

なお、特定妊婦の登録が望ましい場合は、市区町村（こども家庭センターを含む。）を通じて、要保護児童対策地域協議会に登録する。当該妊婦の同意が初期の段階では得られない場合であっても、地域における支援体制を構築しながら、同意取得に努めながら支援をしていく必要がある。

また、本事業の特性上、地域外からの相談者や関係機関等から相談を受けるケースが生じることが想定される一方で、当該地域の関係機関との関係構築を日々行うことは困難である。そのため、これらのケースが発生した際には、その都度、本事業の目的等を鑑みた柔軟な対応を行うこと。

#### ウ 同行支援

相談内容に応じ、医療機関への受診や、妊娠の届出等の市町村の保健・福祉の部署などへの手続に同行する。その際、妊娠判定のための初回受診及び受診費用等への支援が必要である場合は、母子保健施策など他の施策の活用を促す等の対応も考慮すること。

### ② 産後

産前の支援と同様に、相談対応、関係機関と連携した支援、同行支援、生活支援を行

うこと。ただし産後の場合は、相談内容が育児・養育相談や、自立に向けた相談等が中心になることから、対象者の自立に向けて対象者自身が安定した生活への見通しを描けるように支援を進めること。

#### ア 相談対応

育児相談・支援、自立に向けた相談（就労相談、養育相談等）等を行うこと。

その際、産後の子育てが不安な場合などにおいては、通所のほか家庭訪問等による相談支援を行うこと。

なお、出産後自ら子どもを育てることができない場合など、代替養育が必要となる場合には、対象者の状況や意向に応じて、児童相談所や民間あっせん機関等と連携し、里親制度等の利用や特別養子縁組に向けた支援を行うこと。

また、必要に応じて保健師等と連携し、避妊に関する知識等について身につくような支援を行うこと。

#### イ 関係機関と連携した支援の実施

対象者がより良い生活が送れるよう支援することを念頭に、対象者の意向を十分に踏まえた上で、具体的な支援計画を策定し、生活相談、居住支援について、既存資源の活用も含めて関係機関と連携して調整し、支援を提供すること。

なお、産前から本事業を利用している場合であっても、産後の対象者の状態に応じ、適宜支援計画の見直しが必要になること。

また、出産後の母子について、今後の自立した生活を見据え、都道府県等や関係機関と連携して、地域における支援体制を構築すること。

#### ウ 同行支援

相談内容に応じ、医療機関への受診や、出生届の提出等の市町村の保健・福祉の部署などへの手続きに同行すること。なお、産婦健診や乳幼児健診に対する補助など、母子保健施策も含む他施策の活用を促す等の対応も考慮すること。

### ③ 自立支援

自立支援の段階においては、状況に応じて支援計画の見直しを行った上で自立に向けた支援を行うこと。

その際、経済的な自立の支援と、生活の自立の支援の双方の面から支援を行うこと。例えば、金銭管理等の支援や、母親の職業能力開発や就労支援、学業支援等を適切に行う。また、公共職業安定所だけでなく、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等の、様々な機関を活用し、求人案内の情報提供や同行支援、必要に応じた職場開拓を行うこと。

④ アフターケア

アフターケアは対象者の状況に応じて開始のタイミングが異なるが、自立支援の終了以降における支援とする。

ただし、支援計画上の支援が終了したとしても、支援が完全に途切れてしまうと、支援が必要な状況に戻ってしまう可能性もあることから、定期的な面談等や SNS 等での連絡による見守りや、つながりの維持が求められる。親子の居場所や、子どもを預かる間に相談できるような場等を設け、子育てや育児方法の相談に対応することで、継続的に様子を知ることも有効である。

また、継続的に見守る中で、状況の変化や支援が必要な兆候が見られた際には、再度支援を行うことを検討すること。

なお、市町村と連携して、家庭支援事業を活用し支援することも効果的である。

図表 2 支援の時系列分類









































